

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	県営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、県営住宅管理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅管理事務
②事務の概要	<p>住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給する。 福岡県では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入申告の受理、審査及び認定に関する事務 ・家賃、金銭又は敷金減免の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請の受理、審査及び認定に関する事務 ・入居申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ・同居承認及び入居承継の申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ・高額所得者及び不正入居者等に対する明渡しの請求に関する事務 ・高額所得者に対する明渡し請求に関する事務 ・高額所得者の家賃決定及び明渡期限到来後の金銭の徴収に関する事務 ・高額所得者に対する明渡し期限の延長申請の受理、審査及び決定に関する事務 ・収入超過者及び高額所得者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ・入居者の収入の状況について、報告の請求等に関する事務 ・福岡県営住宅条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅総合管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表 第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第2項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号) 第3条別表第二 第13の項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 別表第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表 第53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建築都市部県営住宅課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県建築都市部県営住宅課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3739
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、県営住宅管理事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれかの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人情報及び本人情報が記載された申請書の破棄 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [<input type="checkbox"/> 十分である]
判断の根拠	県営住宅管理システムへのアクセスが可能な職員はパスワードによる認証によって限定しており、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を作成することでアクセス権限の適切な管理をおこなっている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／3.個人番号の利用／法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条 番号法第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条及び別表第二の13の項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第24条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表 第27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号) 第3条別表第二 第13の項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第24条 	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携／法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号 別表第27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条、同条の表 第53の項 	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策				新様式への変更

